

茅ヶ崎市空家等対策計画に位置付けた個別施策の検討方針について

茅ヶ崎空家等対策計画 施策一覧表(H29.3)

←--→

→

計画改定

資料2

空家等対策計画第4章 具体的な施策	施策名	施策内容	関連施策※計画策定時	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度～	関係課
2 空家等の発生予防に関する事項	①空き家の発生予防の啓発 ちらし・パンフレットの配布	・ちらし、パンフレットの作成、印刷、配布 （配布先：自治会役員、民生委員児童委員、空き家所有者、高齢者世帯等）	-		作成・印刷・配布				・市民自治推進課 ・保健福祉課
	②「住まいの相談窓口」における関係機関・関係団体との連携	・平成29年1月25日より実施中 （相談事例の蓄積、運用状況に応じて適時見直しを行う）	住まいづくりアクションプラン 取組1－1 ・「住まいの相談窓口」の開設		運用・適時制度見直し				・相談窓口関係課 ・協定団体（9団体）
	③関係団体と連携した空き家相談会の実施	(1)住まいの相談窓口における協定団体の既存相談会から情報収集を行う (2)住まいの相談窓口における協定団体との連携方法について調整する	- (1) (2)		問い合わせ・情報収集				・協定団体（9団体）
	④インターネット、ケーブルテレビ等のツールを活用した施策の広報	・自治会、市民へ配布するためのパンフレットを市HPに掲載 ・職員がケーブルテレビ・ラジオ出演等により周知	-		HP掲載、ケーブルテレビ等に出演				・秘書広報課
	⑤地域への啓発活動（出前相談会）の検討	(1)課題地域のワークショップ開催 (2)出前講座登録制度の活用	住まいづくりアクションプラン 取組5－9 ・高齢社会での「住まい」のモデル事業 高齢者が地域で住み続けることができるための取り組みを、モデル地域で実施	(1) (2)	課題地域選定、ワークショップ開催 登録	出前講座周知・開催			・企画経営課 ・市民自治推進課 ・保健福祉課 ・環境保全課 ・建築指導課 ・消防本部予防課
	⑥高齢者一人ひとりへの支援に向けた専門家等との連携の検討	・高齢福祉介護課アドバイザー制度との連携 （職員派遣、情報共有等）	住まいづくりアクションプラン 取組3－4 ・高齢者など住まいのアドバイザー派遣		協議	連携			・高齢福祉介護課
	⑦木造住宅耐震等改修補助の実施（継続）	(1)制度継続を担当課へ要請 (2)空き家も対象した制度に拡充できないかの検討	- (1) (2)		担当課へ要請 協議	制度設計	運用		・建築指導課
	⑧生活弱者支援住宅改修費助成（バリアフリー）（継続）	(1)制度継続を担当課へ要請 (2)耐震改修もあわせて周知できないかの検討	- (1) (2)		担当課へ要請 協議	周知			・高齢福祉介護課 ・障害福祉課 ・建築指導課
3 空家等の適切な管理の促進に関する事項	①空き家の適切な管理の啓発 ちらし・パンフレットの配布	・ちらし、パンフレットの作成、印刷、配布 （配布先：自治会役員、民生委員児童委員、空き家所有者等）	-		作成・印刷・配布				・市民自治推進課 ・保健福祉課
	②納税通知書を活用した全住宅所有者への空き家の適切な管理のお願い	・資産税課と実施に向けた協議 ・通知書に記載する内容の検討 ・毎年継続的に記載し内容は逐次時点修正	-		協議	実施・時点修正			・資産税課
	③「住まいの相談窓口」における関係機関・関係団体との連携（再掲）	・平成29年1月25日より実施中 （相談事例の蓄積、運用状況に応じて適時見直しを行う）	住まいづくりアクションプラン 取組1－1 ・「住まいの相談窓口」の開設		運用・適時制度見直し				・相談窓口関係課 ・協定団体（9団体）
	④地域（自治会等）での見守り事例の紹介	・HPで事例収集 ・実際の効果、耐震改修の有無、課題点等の調査 ・情報提供（情報提供先：自治会、民生委員児童委員）	-		事例収集・調査		情報提供		・市民自治推進課 ・保健福祉課
	⑤法を活用した連携体制による改善指導の実施	・改善指導実績を一部公表を検討。（公開できる範囲で） ・改善指導した案件について調査分析をしたうえで、今後につなげる。	-		一部公表検討	調査分析・改善			・環境保全課 ・建築指導課 ・消防本部予防課

空家等対策計画第4章 具体的な施策	施策名	施策内容	関連施策※計画策定時	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度～	関係課
4空家等及び除却した空家等に係る跡地の利用の促進に関する事項 5(1)空家等の適用 (ア)空家等の利活用促進に関する事項	①「空き家活用等マッチング制度」における関係団体との連携	・平成29年1月25日より実施中 （相談・登録事例の蓄積、運用状況に応じて適時見直しを行う）	-	運用・適時制度見直し					・協定団体(2団体)
	②リノベーション事例集の作成	・HPで事例収集、個別事例問い合わせ ・実際の効果、耐震改修の有無、課題点等を調査し本市での実施の可能性について検討 ・情報提供（情報提供先：自治会、民生委員児童委員、空き家所有者、空き家活用等希望者等）	-	事例収集・可能性の検討		情報提供			
	③子育て世帯や若者の居住促進を目的とした中古住宅の活用	・必要に応じて所有者・移住希望者へのアンケート調査の実施 ・必要に応じて協定団体及び不動産業者からの情報取得 ・JTIの制度を活用・連携した子育て世帯や若者の居住促進の検討	住まいづくりアクションプラン 取組17－31 ・住み替え支援方策の検討	アンケート・情報収集・居住促進の検討		制度構築			
	④まちづくりNPO等と連携した地域の活動拠点、社会福祉施設、子育て支援施設等への利活用マッチング	・平成29年1月25日より実施中 （相談・登録事例の蓄積、運用状況に応じて適時見直しを行う） ・NPO団体への制度周知、利活用想定施設の紹介	-	運用・適時制度見直し・制度周知					・協定団体(2団体) ・NPO団体
4空家等及び除却した空家等に係る跡地の利用の促進に関する事項 5(1)空家等の適用 (イ)除却した空家等に係る跡地の利活用促進に向けた事項	①「空き家活用等マッチング制度」における関係団体との連携(再掲)	・平成29年1月25日より実施中 （相談・登録事例の蓄積、運用状況に応じて適時見直しを行う）	-	運用・適時制度見直し					・協定団体(2団体)
	②ポケットパーク・代替用地等としての跡地の活用	(1)基礎調査 ・ケーススタディ、実施に当たっての庁内調整 ・空き家アンケート結果より所有者へのアプローチ(アンケート実施) ・自治会等への問い合わせ(ニーズの把握) ・誘導策の検討 (2)実施に向けた検討 ・市補助メニュー及び予算措置の検討(第4次実施計画：H30～) ・国の補助メニュー活用のエントリー(H30～)	-	(1) 庁内調整・アンケート・ニーズ把握優先順位づけ・事例収集 実施可能性の検討					・庁内関係課
	③防災倉庫の設置場所としての検討	・HPで事例収集、個別事例問い合わせ ・実際の効果、課題点等の調査、実施の可能性について検討 (2)実施に向けた検討 ・市補助メニュー及び予算措置の検討(第4次実施計画：H30～) ・国の補助メニュー活用のエントリー(H30～)	(1) 補助メニュー・予算措置の検討 国の補助金エントリー (2)			制度構築			
	④跡地を活用した個別建替えや共同建替えの誘導策の検討	(1)基礎調査 ・ケーススタディ、実施に当たっての庁内調整 ・空き家アンケート結果より所有者へのアプローチ(アンケート実施) ・自治会等への問い合わせ(ニーズの把握) ・誘導策の検討 ・HPで事例収集、個別事例問い合わせ ・実際の効果、課題点等の調査、実施の可能性について検討 (2)実施に向けた検討 ・市補助メニュー及び予算措置の検討(第4次実施計画：H30～) ・国の補助メニュー活用のエントリー(H30～)	-	(1) 庁内調整・アンケート・ニーズ把握誘導策の検討・事例収集 実施可能性の検討					・庁内関係課
5(2)特定空家等の適用	①助言・指導	・実施に向けての詳細検討 （必要に応じて空き家対策に係る庁内連携マニュアルの見直し）	-	運用(適宜マニュアルの検証)					・建築指導課 ・環境保全課 ・消防本部予防課 ・安全対策課 ・景観みどり課 ・道路管理課 ・資産税課 ・収納課
	②勧告(固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外できる)	・実施に向けての詳細検討 （必要に応じて空き家対策に係る庁内連携マニュアルの見直し）	-	運用(適宜マニュアルの検証)					
	③命令(行政代執行含む)	・実施に向けての詳細検討 （必要に応じて空き家対策に係る庁内連携マニュアルの見直し）	-	運用(適宜マニュアルの検証)					
<その他> 1 空家等の調査に関する事項 6 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 7 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	①空家等対策計画の見直し	・計画期間後の次期計画策定に向けて、準備を行う。	-	課題点の抽出		空き家実態調査	計画の見直し	次期計画運用	・建築指導課 ・環境保全課 ・消防本部予防課 ・安全対策課 ・景観みどり課 ・道路管理課 ・資産税課 ・高齢福祉介護課
	②(仮称)空き家条例策定に向けての調査・研究	・平成29年2月23日付け市議会議員提言を受け、(仮称)空き家条例策定についての調査・研究を行う。 空き家対策に関する政策提言<別紙>参照	-	調査・研究・方向性の検討					



< 参考資料 >

29 茅 議 第 7 4 号

平成 29 年 2 月 23 日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

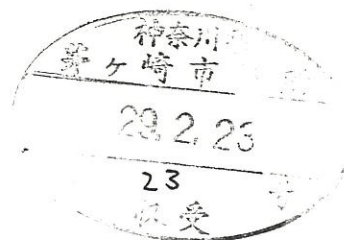
茅ヶ崎市議会議員 青 木



政策提言について (提出)

茅ヶ崎市議会基本条例第 14 条の規定に基づき、政策討議を実施した結果、政策提言を決定しましたので、別紙のとおり提出します。

なお、本提言につきましては、議員 (委員) が調査研究、討議等を重ねて策定したものであり、今後の市政運営に生かしていただくようお願いいたします。



〈別紙〉

空き家対策に関する政策提言

平成29年2月

茅ヶ崎市議会 都市建設常任委員会

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
2. 調査研究の経過・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
3. 調査研究のまとめ・・・・・・・・・・・・ P 5
4. 政策提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

1. はじめに

近年では、老朽化による家屋の倒壊や衛生環境の悪化など、空家の問題が住民生活に深刻な影響を及ぼしている。総務省によると、全国で820万戸(平成25年)で、総住宅数に占める割合は13.5%と過去最高を更新し、今後も高齢化や人口減少を背景に増加が見込まれる。

国においても、この問題の解消に向け、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行された。

本市は温暖な気候と、海と里山の自然に恵まれ、住みやすいまち、コンパクトなまちである住宅都市として親しまれてきており、県内でも一戸建ての割合が高いのも特徴である。空家数12,820戸、空家率12.1%と神奈川県や全国と比較しても低いものの、増加の傾向にある。人口のピークを平成32年頃に迎えると予想されており、生産年齢人口は減少し、65歳以上の高齢者は増加している。

今後、高齢者の単身世帯の増加・人口減少などに伴い、増加することが予測される相続が明確にできない空家等について、地域の防災、防犯上の安全安心を確保し、また地域の福祉の活力向上のための利活用を推進し、将来に向けて住みよいまちにするために私たち都市建設常任委員会は、「空家等の発生予防、管理及び活用の推進に関する条例」が必要であると考え、ここに提言を行う。

なお、本政策提言において、テーマである「空き家対策について」に関する事項及び「茅ヶ崎市空き家実態調査」以外に関しては法律に基づき「空家」という言葉で統一している。

・活用できるうちに活用を進めよう

2. 調査研究の経過

都市建設常任委員会では、政策提言に向けて、次のように調査研究活動に取り組んできた。

日にち	活 動	内 容
平成 27 年 6 月 18 日	都市建設常任委員会を開催	調査・研究テーマを「空き家対策について」に決定
10 月 19 日	鹿児島県鹿児島市を行政視察	テーマ：老朽空き家等対策事業について
10 月 20 日	熊本県熊本市を行政視察	テーマ：空き家対策の取り組みについて
10 月 21 日	福岡県大牟田市を行政視察	テーマ：大牟田市 居住支援協議会における空き家の有効活用の推進について
11 月 2 日	都市建設常任委員研究会を開催	都市政策課と「茅ヶ崎市における空き家対策の現状について」をヒアリング及び意見交換
11 月 7 日	意見交換会を開催	本調査・研究テーマについて市民との意見交換
平成 28 年 4 月 8 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	本市において空家条例の必要性について協議
4 月 19 日	都市建設常任委員意見聴取・意見交換会を開催	都市政策課及び環境保全課と本市の空き家対策の現状と取り組みについてヒアリング及び意見交換
4 月 25 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	本委員会において、空家を増やさないための理念条例の制定を目途としていくことを決定
5 月 15 日	意見交換会を開催	本調査・研究テーマについて市民との意見交換
5 月 24 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	空家等対策の推進に関する特別措置法についての研究及び空家条例等を制定している先進市の調査等
6 月 7 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	空家条例等を制定している先進市の調査等
6 月 21 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	空家条例等を制定している先進市の調査等
7 月 11 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	空家条例等を制定している先進市の調査等
7 月 22 日	都市建設常任委員意見聴取・意見交換会を開催	都市政策課と空き家実態調査報告の確認についてのヒアリング及び意見交換
8 月 12 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	条例制定に向けての協議
8 月 24 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	条例制定に向けての協議
9 月 14 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	条例制定に向けての協議
9 月 28 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	条例制定に向けての協議
10 月 3 日	滋賀県米原市を行政視察	テーマ：空き家対策の取り組みについて
10 月 4 日	広島県呉市を行政視察	テーマ：空き家対策の取り組みについて

日にち	活 動	内 容
10 月 5 日	山口県下関市を行政視察	テーマ：空き家対策の取り組みについて
10 月 13 日	都市建設常任委員会を開催	都市政策課、環境保全課、建築指導課、予防課及び行政総務課と空き家対策の取組の現状について質疑応答
10 月 24 日	都市建設常任委員意見聴取・意見交換会を開催	都市政策課と本市の空き家対策の取組の現状についてヒアリング及び意見交換
11 月 9 日	意見交換会を開催	本調査・研究テーマについて市民との意見交換
11 月 24 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	今後の本市における空き家対策の方向性についての協議
12 月 6 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	今後の本市における空き家対策の方向性についての協議
12 月 15 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	今後の本市における空き家対策の方向性についての協議
平成 29 年 1 月 5 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	必要と思われる条例内容の具体的な項目を提言書の中に盛り込んでいくことと決定
1 月 16 日	都市建設常任委員勉強会を開催 (委員間での政策討議)	素案についての討議
1 月 24 日	都市建設常任委員会を開催	素案についての討議
2 月 3 日	都市建設常任委員会を開催	素案についての討議・決定
2 月 15 日	全員協議会を開催	全議員へ政策提言（素案）の説明及び意見交換
2 月 15 日	政策提言を議長へ報告	

3. 調査研究のまとめ

平成 27 年度から 28 年度にわたって本委員会が調査研究している間に、行政にも空き家実態調査の実施と取りまとめ、茅ヶ崎市空家等対策計画の策定、相談窓口の設置と大きな動きがあった。

<現状について>

国の動き

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、空家対策特措法と記載)
平成 26 年 11 月 27 日制定 平成 27 年完全施行
- 「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」
平成 27 年 2 月 26 日付 総務省・国土交通省告示(平成 28 年 4 月 1 日改正告示)

国の空家対策特措法には、「空家等」「特定空家等」などの定義、空家対策として空家等対策計画、空き家実態調査(データベース化)、空家等対策推進協議会、相談窓口の設置などが、自治体の努力義務として規定されている。

市の動き

- 「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」平成 26 年度～平成 35 年度
- 「茅ヶ崎市空き家実態調査」(調査期間平成 27 年 4 月 27 日～平成 28 年 3 月 25 日)
- 「茅ヶ崎市空家等対策計画」(平成 29 年度より運用開始予定)
- 「住まいの相談窓口」の設置(平成 29 年 1 月 25 日～)

国の空家等特措法を受けて、本市では、上記のように「茅ヶ崎市空家等対策計画」を策定、茅ヶ崎市空き家実態調査(データベース化)、茅ヶ崎市空家等対策推進協議会の設置、住まいの相談窓口の開設等の施策を講じたが、今後の急速な空家増加への対応について課題があると思われる。

茅ヶ崎市空き家実態調査の方法は調査対象物件 12,809 件(上水道の使用履歴等から抽出)から現地調査、所有者アンケートを実施。現在の茅ヶ崎市の空家の状況について、一定の現況把握をしたことは評価できる。しかし、利活用促進のためには、さらに精度を上げたデータベース化について検討が必要である。

<各自治体の空家対策の取り組み、空家条例の制定過程・運用の研究>

まずは、青森・飯塚・宇治・大牟田・熊本・鹿児島・四日市等の自治体における空家対策の取り組みについての研究を重ねた。平成 27 年 10 月にはその内の 3 市を視察し、さまざまな空家対策の取り組みについての研究を行った。

その後、本市の現状把握のため、担当課との意見聴取・意見交換会や委員間政策討議による委員勉強会を重ね、その結果、本市の動きは空家条例を既に制定している市と比較して、一概に遅れているとは言えないものであるが、本市の空家の状況と近い将来の急速な空家増加への対応を考慮したときに、空家対策特措法と茅ヶ崎市空家等対策計画のみの対応では難しく、条例制定が必要ではないかと判断した。その場合、どのような条文・条項が必要であるかについて、さらに委員勉強会を開催して

いき、委員会として議論を深めていった。

また、それと並行して先進自治体の空家条例の条文の研究を行い、茅ヶ崎市の空家等対策条例に具体的に盛り込むべき条文・条項を検討していく段階で、品川区・世田谷区・豊島区の3区、明石・八女・佐賀・神戸・丸亀・尼崎・京都・鳥取・下関・呉・米原・彦根等の各市の研究を行い、その内3市を視察し、空家条例の制定過程・運用の研究を行った。以上、少なくとも3区19市の22の自治体について空家条例の研究を重ねてきた。

条例制定自治体と茅ヶ崎市の比較において、傾向として多くの条例制定自治体は高齢化のみならず過疎化が進み、空家が市場に出にくい（売れない、借り手がいない）という状況がある。さらに傾斜地の住宅が空家化しているところでは、市民の安全上直ちに対処しなければならない市もあった。その点、茅ヶ崎市においては高齢化はあっても、空家が利活用可能な状況なら、十分に借り手がつく可能性があり、取り壊した場合でも再度市場に出すことが可能な物件が多いといえる。

ただし、過疎化・傾斜地の2点にあてはまらない世帯数微増の条例制定自治体もある。また山間部で過疎化の状況がある条例制定自治体においても、市街地での空家については本市においても同様と考えられるケースを見ることができた。

いずれの場合でも対策が後手、後手になっているケースがあり、空家問題が顕在化・多数化する前に予防という観点からも対策をとる必要があること、空家の利活用を行えるようにすること、そのためには茅ヶ崎市においても空家対策のための条例を速やかに制定する必要があると再認識できた。

<空家条例制定の必要性>

このような条例の制定に至る過程と実際の運用の研究を行い、その後も複数回にわたり、委員会、担当課との意見聴取・意見交換会、市民との意見交換会、委員勉強会等を開催した。その結果、委員会提案として議会に提出できるよう条例の素案をまとめたが、平成29年度から茅ヶ崎市空家等対策計画が運用され、まずはその経過をしっかりと見極めること、本委員会の委員の任期が平成29年5月までであること等、時期やタイミング等も考慮し、今回の提出は見送ることとした。

しかし、本委員会として、空家対策に関する条例制定に向けての準備を速やかに行っていく必要があると考え、条例に盛り込むべきと考える内容を、以下に提示する。

- ①相談窓口、茅ヶ崎市空家等対策計画、茅ヶ崎市空家等対策協議会の条例への位置づけ
- ②情報提供：市民からの情報提供と地域からの情報提供
- ③軽微な措置：必要最小限の生活環境保全上の措置。また所有者への助言・指導も行う。
- ④緊急安全措置
- ⑤利活用の推進：地域団体、公共団体への貸出などの促進
- ⑥集合住宅への対応（一部空き室になっているもの）

今回、条例に盛り込むべき内容として見送ったものは補助金、寄附、罰則がある。空家対策の実効性を上げるためには今後これらについても追加の検討の余地があると思われる。

また、③軽微な措置からは勧告は除外すべきものとした。

4. 政策提言

以上、本委員会における空家の対策に関する調査研究のまとめとして、以下の提言を行う。

茅ヶ崎市では、これまでの「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」（平成 26 年度～平成 35 年度）に加え、空家対策特措法に基づく「茅ヶ崎市空家等対策計画」及び「茅ヶ崎市特定空家等判定基準」の策定を行い、平成 29 年度に運用を開始し、空家対策に取り組む体制を整備した。しかし、今後、高齢者単身世帯の増加に続いて、急速な空家増加の可能性が見込まれる状況に鑑み、空家等対策の諸計画及び施策の実行と並行して、本市の課題に対応した条例制定に向けて準備すべきである。

条例制定にあたって、空家対策特措法に基づく項目は必要に応じて条文として盛り込むものとする。また、本市で特に盛り込むべき内容と課題として特に重点的に検討すべき事項を以下に提示する。

1) 名称

【趣旨】「発生予防」及び「利活用」に重点を置いた条例であることを市民が理解しやすくすることにより、市民の意識啓発にも効果をもたらす名称が必要である。

例 「茅ヶ崎市の空家等の発生予防及び利活用に関する条例」

2) 周辺的环境および市民の安全確保のための条項

【趣旨】本市の住宅状況（人口密度が高くコンパクト）から、空家対策特措法による特定空家等に至らない状況でも、適切に管理が行われていない空家等の周辺に与える影響は大きい。しかし、根拠法がないので、条例整備が必要である。

①管理不全空家等の定義づけ

- ・ 特定空家等に至らない空家

②近隣住民および市民からの情報収集と情報提供

③軽微な措置

- ・ 危険率は低いですが、草木の繁茂など周辺への影響が大きい空家に対する措置

④緊急安全措置

- ・ 特定空家等および管理不全空家等に対する緊急的危険切迫時に必要最低限の対応
- ・ 所有者の特定に時間を要する場合または連絡が取れない場合

【課題】

- ・ 措置が必要な場合の基準の設定
- ・ 措置の経費の負担

3) 利活用促進のために

【趣旨】利用可能な空家が他市と比較して多い状況から、空家発生の予防の観点から利活用の制度について条例で整備する必要がある。

①地域団体、公共団体への貸し出しの促進

- ・ 相談窓口、情報提供、データベース化と一体になった活用の促進
- ・ 空家、空き店舗、空き地（空家の跡地含む）の地域資源化

【課題】

- ・耐震改修工事費等の負担、公的補助の検討
- ・トータルにコーディネートする体制・機関

4) その他

①集合住宅への対応

- ・集合住宅の空き部屋等に適切な管理が行われていない場合、所有者や管理者等に、市が助言・指導を行うことが出来るように規定をする。
- ・強い措置（勧告・命令・代執行等）を伴わない範囲での助言・指導に留める。

【課題】

- ・空家対策特措法に規定がないため、不足分を条文に盛り込む必要がある。

